

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合法案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>1 計画の見直し等</p> <p>(1) 計画見直しの趣旨</p> <p>○ 道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできていますが、計画策定から5年が経過しています。</p> <p>○ この間、国においては、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、同年9月には、計画期間を平成30年3月までとする第3次障害者基本計画が策定されました。</p> <p>○ 現在、国では、平成26年2月に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」の策定作業が進められており、こうした障がい者施策の動向や、道の基本計画の推進状況などを踏まえ、障がい者施策の推進を確実に進めるため、計画の中間見直しをします。</p>	<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。</p> <p>道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、にゅうようじき がくれいき しゅうろうき ろうれいき といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した</p>	<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画策定の趣旨及び目的</p> <p>① 道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、また、令和3年3月に、計画期間を令和6年3月までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできました。</p> <p>今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」（以下、「この計画」という。）を策定します。</p> <p>② 障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、令和4年12月に障害者総合支援法、同年6月に児童福祉法のいちぶ改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の</p>	<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画策定の趣旨及び目的</p> <p>① 道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、また、令和3年3月に、計画期間を令和6年3月までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできました。</p> <p>今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」（以下、「この計画」という。）を策定します。</p> <p>② 障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、令和4年12月に障害者総合支援法、同年6月に児童福祉法のいちぶ改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の</p>	<p>※統合に関する内容を追加</p> <p>※統合に関する内容を追加</p> <p>※時点修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>(2) 計画の性格及び位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、障 害 者 基 本 法 第 1 1 条 第 2 項 に 基 づ く 都 道 府 県 障 害 者 計 画 と し て 道 が 策 定 す る も の で す。</li> <li>○ また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けています。</li> </ul> <p>(3) 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の第4期障 害 者</li> </ul>	<p>支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間として本年度中に作成するものであり、第5期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。</p>	<p>拡充が図られたところです。</p> <p>③ 道においては、障 害 者 総 合 支 援 法 第 8 9 条 第 1 項 及 び 児 童 福 祉 法 第 3 3 条 の 2 2 に 基 づ き、市 町 村 が 策 定 す る 障 害 福 祉 計 画 及 び 障 害 児 福 祉 計 画 の 達 成 に 資 す る た め、各 市 町 村 を 通 ず る 広 域 的 な 見 地 か ら、障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 提 供 体 制 の 確 保 そ の 他 これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>国の障 害 者 基 本 計 画 は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、今回統合して策定するこの計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間として本年度中に作成するものであり、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障 害 者 基 本 計 画 の 策 定 作 業 な ど を 踏 ま へ て、必 要 な 見 直 し を 行 う こ と と し ま す。な お、第 6 期 障 が い 福 祉 計 画 の 実 施 状 況 や 地 域 に お け る ニ ー ズ 等 を 踏 ま え、3年間のサービス量の</p>	<p>拡充が図られたところです。</p> <p>③ 道においては、障 害 者 総 合 支 援 法 第 8 9 条 第 1 項 及 び 児 童 福 祉 法 第 3 3 条 の 2 2 に 基 づ き、市 町 村 が 策 定 す る 障 害 福 祉 計 画 及 び 障 害 児 福 祉 計 画 の 達 成 に 資 す る た め、各 市 町 村 を 通 ず る 広 域 的 な 見 地 か ら、障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 提 供 体 制 の 確 保 そ の 他 これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>国の障 害 者 基 本 計 画 は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すことを基本としつつ都道府県が地域の実情等を考慮して柔軟な期間設定を行うことが可能とされており、今回統合して策定するこの計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間として本年度中に作成するものであり、第6期障がい福祉計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス量の見込み等について定めるものとします。</p>	<p>※統合に関する内容を追加                  ※国指針（官報P.46）に基づき修正                  ※時点修正                  10年→6（3+3）年                  ※文言整理</p> <p>※文言整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。</p> <p>(4) 対象とする障がいの範囲</p> <p>○ 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。</p> <p>○ また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。</p> <p>○ こうしたことから、この計画では、</p>	<p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。</p>	<p>見込み等について定めるものとします。</p> <p>(3) 対象とする障がいの範囲</p> <p>① 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。</p> <p>② また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。</p> <p>③ こうしたことから、この計画では、</p>	<p>なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。</p> <p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。</p> <p>(3) 対象とする障がいの範囲</p> <p>① 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。</p> <p>② また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。</p> <p>③ こうしたことから、この計画では、</p>	

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
<p>障害者基本法第2条の規定に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。</p> <p>(5) 障がい保健福祉圏域</p> <p>○ 北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。</p> <p>○ なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。</p>	<p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画－輝きつづける北海道－」（平成28年度～令和7年度）の「生活・安心（いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」の障がい施策分野における個別計画で、障がい者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」（平成25年度～令和4年度）の実施計画として位置付けることとしています。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>	<p>(4) 障がい保健福祉圏域</p> <p>北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。</p> <p>なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。</p> <p>図1 【計画の位置付け】 （略）</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画－輝きつづける北海道－」（平成28年度～令和7年度）の「生活・安心（いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画として道が策定するものです。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>	<p>(4) 障がい保健福祉圏域</p> <p>北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。</p> <p>なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。</p> <p>図1 【計画の位置付け】 （略）</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画－輝きつづける北海道－」（平成28年度～令和7年度）の「生活・安心（いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画として道が策定するものです。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>	

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合金案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>2 計画の見直し体制等</p> <p>(1) 計画の見直し体制</p> <p>ア 審議会における協議</p> <p>障害者基本法に基づき設置している「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。</p> <p>なお、各施策については、審議会に設置した各検討部会において個別に協議します。</p> <p>イ 関係部局との協議</p> <p>北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」の幹事会を活用し協議します。</p> <p>(2) 市町村との連携</p> <p>市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。</p> <p>(3) 道民等の意見反映</p> <p>関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の意見を計画に反映さ</p>	<p>※障 害 保 健 福 祉 圏 域 の 設 定</p> <p>第5期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。</p> <p>図1 【計画の位置付け】（略）</p> <p>3 計画の策定体制等</p> <p>(1) 計画の策定体制</p> <p>ア 審議会等における協議</p> <p>計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。</p> <p>なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。</p> <p>イ 関係部局との協議</p> <p>北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。</p> <p>(2) 市町村との連携</p> <p>21の障 害 保 健 福 祉 圏 域 ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。</p> <p>(3) 道民等の意見反映</p> <p>各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体等を通じてアンケート調査を実施するととも</p>	<p>3 計画の策定体制等</p> <p>(1) 計画の策定体制</p> <p>① 審議会等における協議</p> <p>計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。</p> <p>なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて個別に協議します。</p> <p>② 関係部局との協議</p> <p>北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。</p> <p>(2) 市町村との連携</p> <p>市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障 害 保 健 福 祉 圏 域 ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。</p> <p>(3) 道民等の意見反映</p> <p>各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の</p>	<p>3 計画の策定体制等</p> <p>(1) 計画の策定体制</p> <p>① 審議会等における協議</p> <p>計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。</p> <p>なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて個別に協議します。</p> <p>② 関係部局との協議</p> <p>北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。</p> <p>(2) 市町村との連携</p> <p>市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障 害 保 健 福 祉 圏 域 ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。</p> <p>(3) 道民等の意見反映</p> <p>各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の</p>	

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考																								
<p>せるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の見解を伺うため、パブリックコメントを実施します。</p> <p><b>3 計画見直しのポイント</b>                  障害者基本法を踏まえ策定した現行の計画を基本とし、現在、国が策定作業を進めている「第4次障害者基本計画」の内容や、道の障がい者施策の推進状況などを踏まえて、必要な見直しを行います。</p>	<p>に、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。</p> <p><b>4 計画策定のポイント</b>                  計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年5月に国から示された基本指針は、第5期計画の基本指針とほぼ同様となっていることから、基本的な骨格については、第5期計画を踏襲することとします。</p> <p>なお、成果目標については、国の基本指針及び第5期計画の実績等を踏まえた上で設定します。</p> <p>(参考：国指針に定める成果目標)</p> <table border="1" data-bbox="638 1291 1202 1969"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度目標に対する国指針の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設の 入所者の地域 生活への移行</td> <td>令和元年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和5年度目標に対する国指針の考え方	福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和元年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお	<p>意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の見解を伺うため、パブリックコメントを実施します。</p> <p><b>4 計画策定のポイント</b>                  計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年5月に国から示された基本指針及び「第6期北海道障がい福祉計画の実績等を踏まえた上で設定します。</p> <p>(参考：国指針に定める成果目標)</p> <table border="1" data-bbox="1202 1291 1765 1969"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度目標に対する国指針の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設の 入所者の地域 生活への移行</td> <td>令和元年度末時点の施設入所数の6%以上のものが令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和5年度目標に対する国指針の考え方	福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和元年度末時点の施設入所数の6%以上のものが令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお	<p>意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の見解を伺うため、パブリックコメントを実施します。</p> <p><b>4 計画策定のポイント</b>                  計画は、国が策定作業を進めている「第5次障害者基本計画」や本年5月に国から示された基本指針に則して策定することとし、成果目標については、「第2期北海道障がい者基本計画」の内容や第6期北海道障がい福祉計画の実績等を踏まえた上で設定します。</p> <p>なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」のとおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。</p> <p>(参考：国指針に定める成果目標)</p> <table border="1" data-bbox="1765 1291 2329 1969"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和8年度目標に対する国指針の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設の 入所者の地域 生活への移行</td> <td>令和4年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア</td> <td>令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和8年度目標に対する国指針の考え方	福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和4年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお	<p>※統合に関する内容を追加し、文言の整理</p> <p>※国の指針（官報P.55）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.56）に基づき修正</p>
区 分	令和5年度目標に対する国指針の考え方																											
福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和元年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお																											
区 分	令和5年度目標に対する国指針の考え方																											
福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和元年度末時点の施設入所数の6%以上のものが令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお																											
区 分	令和8年度目標に対する国指針の考え方																											
福祉施設の 入所者の地域 生活への移行	令和4年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。																											
精神障がい者 にも対応した 地域包括ケア	令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域にお																											

第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【基本的な考え方】《新旧対照表》

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結案】【原案】		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】		備考
	<p>システムの構築</p>	<p>ける生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。</p> <p>令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後一年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。</p>	<p>システムの構築</p>	<p>ける生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。</p> <p>令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後一年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。</p>	<p>システムの構築</p>	<p>ける生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>令和8年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。</p> <p>令和8年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後一年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。</p>	<p>※国の指針（官報P.56）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.56）に基づき修正</p>
	<p>地域生活支援拠点の整備</p>	<p>令和5年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備</p>	<p>令和5年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>	<p>地域生活支援の充実</p>	<p>令和8年度までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>また、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、</p>	<p>※国の指針（官報P.56）に基づき修正</p>

第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【基本的な考え方】《新旧対照表》

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結案】【原案】		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】		備考
	<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労継続支援A型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。</p> <p>就労継続支援B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。</p> <p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労継続支援A型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。</p> <p>就労継続支援B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。</p> <p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。</p> <p>就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。</p> <p>就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の利用実績の1.41倍</p>	<p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p>



第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
	<p>する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>	<p>する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>	<p>以上とすることを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。</p> <p>障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため（就労選択支援）、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における一時的な利用も支援の必要性に応じて適切に利用できる取組を進めるため、地域の状況、関係機関等と共有及び連携した取組の推進が望ましい。</p> <p>離職者や特別支援学校等の卒業者に対して、関係機関等と連携し、</p>	<p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.57）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.58）に基づき修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結案案】【原案】		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】		備考
						<p>標準利用期間を超え、 る場合も状況を勘案して適切に取り組む。併せて重度障がい者について、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整える。</p>	
	<p>障がい児支援の提供体制の整備</p>	<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。</p>	<p>障がい児支援の提供体制の整備</p>	<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。</p>	<p>障がい児支援の提供体制の整備</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。 なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。 また、令和8年度末までに、各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>※国の指針（官報P.58）に基づき修正</p>
		<p>令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する</p>		<p>令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する</p>		<p>都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するため、当該の計画を策定する。当該</p>	<p>※国の指針（官報P.58）に基づき修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
	<p>体制を確保することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>	<p>体制を確保することを基本とする。</p> <p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>	<p>計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。</p> <p>その際、令和8年度末までに、都道府県（必要に応じて指定都市）において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける</p>	<p>※国の指針（官報P.58）に基づき修正</p> <p>※国の指針（官報P.59）に基づき修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【統合案】【原案】		第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】		備考
						<p>とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県（指定都市）において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</p>	<p>※国の指針（官報P.59）に基づき修正</p>
	<p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保することを基本とする。</p>	<p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保することを基本とする。</p>	<p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>基幹相談支援センターを設置するまでの間も、各市町村において地域の相談支援体制に努め、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	<p>※国の指針（官報P.59）に基づき修正</p>
<p>障がい福祉サービスの等の質の向上</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を</p>	<p>障がい福祉サービスの等の質の向上</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を</p>	<p>障がい福祉サービスの等の質の向上</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を</p>	

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合法案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
	<p>関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。                      都道府県は市町村と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等を地域のニーズを踏まえて計画的に養成する。また、意思決定支援の適切な普及啓発や研修に取り組み、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>※国の指針（官報P.59）に基づき修正</p>
<p>4 計画の基本的な考え方</p>	<p>5 計画推進のための基本的事項                      (1) 目指す方向                      道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいの児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。                      第6期計画においては、これらのほか、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が</p>	<p>5 計画推進のための基本的事項                      (1) 目指す方向                      道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいの児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。                      本計画においては、これらのほか、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心</p>	<p>5 計画推進のための基本的事項                      (1) 目指す方向                      道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいの児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を図り、「北海道障がい者条例」や「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。                      この計画においては、これらのほか、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会</p>	<p>※文言の修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>① 生活支援 【施策の考え方】 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。</p> <p>また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障がいの福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制の充実</li> <li>相談支援体制・地域移行支援の充実</li> <li>意思決定支援の推進</li> <li>障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>人材の養成・確保</li> <li>生活安定施策の推進</li> </ol>	<p>安心して地域で暮らせる社会づくりを目指します。</p> <p>(2) 計画推進の基本的な考え方</p> <p>① 北海道障がい者条例の施策の推進 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。</p> <p>② 権利擁護の推進 北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。</p> <p>③ 地域生活支援体制の充実 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。</p> <p>また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等との連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p>	<p>して地域で暮らせる社会づくりを目指します。</p> <p>(2) 計画推進の基本的な考え方</p> <p>I. 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>① 北海道障がい者条例の施策の推進 【施策の考え方】 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>基本指針に基づく施策の促進</li> <li>就労支援の充実</li> </ol> <p>II. 地域生活支援体制の充実</p> <p>② 相談支援体制・地域移行支援の充実 【施策の考え方】 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等との連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>また、障がいのある人が自らの決定</p>	<p>づくりを目指します。</p> <p>(2) 計画推進の基本的な考え方</p> <p>I. 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>① 北海道障がい者条例の施策の推進 【施策の考え方】 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>基本指針に基づく施策の促進</li> <li>就労支援の充実</li> </ol> <p>II. 地域生活支援体制の充実</p> <p>② 相談支援体制・地域移行支援の充実 【施策の考え方】 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等との連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>また、障がいのある人が適切な意思</p>	<p>※障がい福祉計画の内容から主な項目を追加</p> <p>※国の指針（官報P.46）に基づき修正</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
	<p>障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。</p> <p>また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。</p> <p>⑤ サービス提供基盤の整備 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。</p> <p>また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p>⑥ 障がい児支援の充実 発達の遅れや障がいのある子どもに</p>	<p>に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制の充実</li> <li>相談支援体制・地域移行支援の充実</li> <li>意思決定支援の推進</li> <li>障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>人材の養成・確保</li> <li>生活安定施策の推進</li> </ol> <p>③ サービス提供基盤の整備 【施策の考え方】 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。</p> <p>また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p>	<p>決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制の充実</li> <li>相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</li> <li>意思決定支援の推進</li> <li>障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>生活安定施策の推進</li> <li>障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</li> </ol> <p>③ サービス提供基盤の整備 【施策の考え方】 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。</p> <p>また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p>	<p>※文言の整理</p> <p>※国の指針（官報P.49）に基づき修正</p> <p>※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
<p>② 保健・医療 【施策の考え方】 障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。</p> <p>また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適切な保健・医療の提供</li> <li>障がいの原因となる疾病等の予防・治療</li> <li>精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実</li> </ol>	<p>対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑦ 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>住まいの基盤整備の充実</li> <li>日中活動サービスの充実</li> <li>地域生活を支えるサービス基盤の充実</li> <li>共生型地域福祉拠点の取組の推進</li> <li>地域間格差の縮小</li> <li>施設による支援</li> </ol> <p>④ 精神保健福祉・医療施策の充実 【施策の考え方】 障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。</p> <p>また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適切な保健・医療の提供</li> <li>障がいの原因となる疾病等の予防・治療</li> <li>精神障がいのある人や難病患者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>住まいの基盤整備の充実</li> <li>日中活動サービスの充実</li> <li>地域生活を支えるサービス基盤の充実</li> <li>共生型地域福祉拠点の取組の推進</li> <li>地域間格差の縮小</li> <li>施設による支援</li> </ol> <p>④ 保健福祉・医療施策の充実 【施策の考え方】 障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。</p> <p>また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適切な保健・医療の提供</li> <li>障がいの原因となる疾病等の予防・治療</li> <li>精神障がいのある人や難病患者</li> </ol>	<p>※障がい福祉計画の内容から主な項目を追加</p> <p>※文言の整理</p>



第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【統合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>③ 療育・教育 【施策の考え方】 障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムにおけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。</p> <p>また、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。</p>		<p>の方など障がいの特性に応じた支援の充実</p> <p>4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>⑤ 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 【施策の考え方】 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。</p> <p>また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。</p> <p>【主要な施策】 1. 人材の養成・確保 2. サービスの質の向上</p> <p>Ⅲ. 自立と社会参加の促進</p> <p>⑥ 障がい児支援の充実 【施策の考え方】 発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを</p>	<p>の方など障がいの特性に応じた支援の充実</p> <p>4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>⑤ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 【施策の考え方】 サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともにサービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。</p> <p>また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。</p> <p>【主要な施策】 1. 人材の確保・定着・養成 2. サービスの質の向上</p> <p>Ⅲ. 自立と社会参加の促進</p> <p>⑥ 障がい児支援の充実 【施策の考え方】 発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための</p>	<p>※文言の整理</p> <p>※国の指針（官報P.47）に基づき修正</p> <p>※文言の整理</p> <p>※文言の整理</p> <p>※国の指針（官報P.46）に基づき修正</p> <p>※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもに対する支援の充実</li> <li>学校教育の充実</li> <li>医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</li> </ol>		<p>必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもに対する支援の充実</li> <li>学校教育の充実</li> <li>医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</li> </ol> <p>⑦ 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる</p>	<p>体制の整備を図ります。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもに対する支援の充実</li> <li>学校教育の充実</li> <li>医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実</li> </ol> <p>⑦ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発達障がいのある人等に対する支援の充実</li> <li>在宅の障がいのある人への支援の充実</li> </ol>	<p>もんごん せいり ※文言の整理</p> <p>もんごん せいり ※文言の整理</p> <p>もんごん せいり ※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>④ 就労支援 【施策の考え方】 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</li> <li>2. 一般就労の推進</li> <li>3. 多様な就労の機会の確保</li> <li>4. 福祉的就労の底上げ</li> </ol> <p>⑤ 社会参加 【施策の考え方】 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。</p>	<p>⑨ 就労支援施策の充実・強化 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>⑩ 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。</p> <p>また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。</p>	<p>体制の整備を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がいのある子どもに対する支援の充実</li> <li>2. 学校教育の充実</li> <li>3. 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</li> </ol> <p>⑧ 就労支援施策の充実・強化 【施策の考え方】 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</li> <li>2. 一般就労の推進</li> <li>3. 多様な就労の機会の確保</li> <li>4. 福祉的就労の底上げ</li> </ol> <p>⑨ 自立と社会参加の促進 【施策の考え方】 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。</p>	<p>⑧ 就労支援施策の充実・強化 【施策の考え方】 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</li> <li>2. 一般就労の推進</li> <li>3. 多様な就労の機会の確保</li> <li>4. 福祉的就労の底上げ</li> </ol> <p>⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着 【施策の考え方】 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。</p>	<p>※国指針（官報P.47）に基づき修正</p> <p>※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】[原案]	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】[原案]	備考
<p>さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加の促進</li> <li>2. スポーツ・文化活動の振興</li> <li>3. 生涯学習機会の充実</li> </ol> <p>⑥ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>2. 成年後見制度等の活用促進</li> <li>3. 理解の促進</li> <li>4. 地域福祉活動の推進</li> </ol>	<p>さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加の促進</li> <li>2. スポーツ・文化活動の振興</li> <li>3. 生涯学習機会の充実</li> </ol> <p>IV. <u>バリアフリー社会の実現</u></p> <p>⑩ <u>権利擁護の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>2. 成年後見制度等の活用促進</li> <li>3. 理解の促進</li> <li>4. 地域福祉活動の推進</li> </ol> <p>⑪ <u>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図るとともに、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。</p>	<p>さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加の促進</li> <li>2. スポーツ・文化活動の振興</li> <li>3. 読書バリアフリーの推進</li> <li>4. 生涯学習機会の充実</li> </ol> <p>IV. <u>バリアフリー社会の実現</u></p> <p>⑩ <u>権利擁護の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>2. 成年後見制度等の活用促進</li> <li>3. 理解の促進</li> <li>4. 地域福祉活動の推進</li> </ol> <p>⑪ <u>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と</p>	<p>さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加の促進</li> <li>2. スポーツ・文化芸術活動の振興</li> <li>3. 読書バリアフリーの推進</li> <li>4. 生涯学習機会の充実</li> </ol> <p>IV. <u>バリアフリー社会の実現</u></p> <p>⑩ <u>権利擁護の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。</p> <p><b>【主要な施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>2. 成年後見制度等の活用促進</li> <li>3. 理解の促進</li> <li>4. 地域福祉活動の推進</li> </ol> <p>⑪ <u>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</u></p> <p><b>【施策の考え方】</b></p> <p>障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と</p>	<p>※文言の整理</p> <p>※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>⑦ <b>生活環境</b> 【施策の考え方】 障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住まい・まちづくりの推進</li> <li>2. 移動・交通のバリアフリーの促進</li> <li>3. 防災・防犯対策の推進</li> </ol> <p>⑧ <b>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b> 【施策の考え方】 ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組みとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>2. 意思疎通支援の充実</li> </ol>	<p>⑪ <b>安全確保に備えた地域づくりの推進</b> 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。</p>	<p>また、ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組みとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>2. 意思疎通支援の充実</li> <li>3. 選挙等における配慮</li> </ol> <p>⑫ <b>安全確保に備えた地域づくりの推進</b> 【施策の考え方】 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住まい・まちづくりの推進</li> <li>2. 移動・交通のバリアフリーの促進</li> <li>3. 防災・防犯対策の推進</li> </ol>	<p>社会参加を促進します。</p> <p>また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>2. 意思疎通支援の充実</li> <li>3. 言語としての手話の理解促進等</li> <li>4. 選挙等における配慮</li> </ol> <p>⑫ <b>安全確保に備えた地域づくりの推進</b> 【施策の考え方】 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。</p> <p>【主要な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住まい・まちづくりの推進</li> <li>2. 移動・交通のバリアフリーの促進</li> <li>3. 防災・防犯対策の推進</li> </ol>	<p>※文言の整理</p>

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【統合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p>3. 選挙等における配慮</p> <p>※ 国が策定する障害者基本計画と整合性を図る必要があることから、ここに示した枠組については変更することがあります。</p> <p>5 計画の推進等</p> <p>(1) 計画推進のための実施計画</p> <p>この計画の推進に当たっては、障害者総合支援法に基づき別途策定する「北海道障がい福祉計画」を実施計画として位置付け、施策を展開していくこととしておりますが、来年度スタートする「第5期北海道障がい福祉計画」からは、新たに都道府県に策定が義務づけられた「障害児福祉計画」の内容を盛り込むこととしており、乳幼児、学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ることとします。</p> <p>(2) 計画の推進管理</p> <p>計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のあ</p> <p>と</p> <p>りくみ すいしん つと</p> <p>る取組の推進に努めることとします。</p> <p>6 第2期北海道障がい者基本計画の見直</p>	<p>6 計画の推進管理</p> <p>成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。</p> <p>なお、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のあ</p> <p>と</p> <p>りくみ すいしん つと</p> <p>る取組の推進に努めることとします。</p>	<p>6 計画の推進管理</p> <p>成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。</p> <p>なお、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のあ</p> <p>と</p> <p>りくみ すいしん つと</p> <p>る取組の推進に努めることとします。</p> <p>7 策定スケジュール</p>	<p>6 計画の推進管理</p> <p>成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。</p> <p>なお、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のあ</p> <p>と</p> <p>りくみ すいしん つと</p> <p>る取組の推進に努めることとします。</p> <p>7 策定スケジュール</p>	

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【結合案】【原案】	第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【指針反映案】【原案】	備考
<p><b>スケジュール</b></p> <p>9月・タウンミーティング</p> <p>10月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>12月・計画（素案）～議会報告</p> <p>・素案に対するパブリックコメント</p> <p>2月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>・計画（案）～議会報告</p> <p>3月・計画策定</p>	<p>9月 ○関係団体等を通じてアンケート調査（当事者の意見聴取）</p> <p>10月 ○北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>11月 ○計画（素案）～議会報告</p> <p>12月 ○素案に対するパブリックコメント</p> <p>1月 ○北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>2月 ○計画（案）～議会報告</p> <p>3月 ○計画策定</p>	<p>9月・タウンミーティング</p> <p>10月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>11月・計画（素案）～議会報告</p> <p>12月・素案に対するパブリックコメント</p> <p>1月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>2月・計画（案）～議会報告</p> <p>3月・計画策定</p>	<p>6月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>8月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>9月・計画（基本的な考え方）～議会報告</p> <p>・タウンミーティング</p> <p>10月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>11月・計画（素案）～議会報告</p> <p>12月・計画（素案）に対するパブリックコメント</p> <p>1月・北海道障がい者施策推進審議会</p> <p>2月・計画（案）～議会報告</p> <p>3月・計画策定</p>	<p>※文言の整理</p> <p>※文言の整理</p> <p>※文言の整理</p>
<p>【説明書き】</p> <p>第2期北海道障がい者基本計画の基本的な考え方（冊子と同様に青字）。</p> <p>・・・①</p>	<p>【説明書き】</p> <p>第6期北海道障がい福祉計画の基本的な考え方（冊子と同様に橙色字）。</p> <p>・・・②</p>	<p>【説明書き】</p> <p>①第2期北海道障がい者基本計画及び②第6期北海道障がい福祉計画の基本的な考えを項目毎に移行し、統合するために赤字にて文言を追加したもの。</p> <p>・・・③</p>	<p>【説明書き】</p> <p>③を黒字に置き換え、赤字にて国指針の追記や文言の整理等を行った「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」の基本的な考え方。</p> <p>・・・④</p>	<p>【説明書き】</p> <p>③及び④に赤字にて追記した理由を記載したもの</p> <p>・・・⑤</p>

だい きほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう  
**第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）**  
 きほんてき かんが かつ げんあん がいようばん  
**【基本的な考え方】原案 概要版**

1 けいかくさくてい もくてきとう  
**計画策定の目的等**

(1) けいかくさくてい しゅしおよ もくてき  
**計画策定の趣旨及び目的**

今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づき地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定します。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

(2) けいかくきかんおよ ないよう  
**計画期間及び内容**

令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、サービス量の見込み等について定めます。

なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。

(3) たいしょう しょう しゃ ほんい  
**対象とする障がい者の範囲**

障害者基本法に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでいます。

(4) しょう ほんけんふくしけんいき  
**障がい保健福祉圏域**

北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。

2 けいかく いちづ  
**計画の位置付け**

障害者基本法に基づき都道府県障害者計画として道が策定するものです。

なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

3 けいかく さくていたいせい  
**計画の策定体制**

(1) けいかく さくていたいせい  
**計画の策定体制**

障害者基本法に基づき設置している「北海道障がい者施策推進協議会」において協議。

(2) しちょうそん れんけい  
**市町村との連携**

21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい者福祉計画等圏域連絡協議会」において意見交換。

(3) どうみんとう いけんほんえい  
**道民等の意見反映**

道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、パブリックコメントを実施。



#### 4 計画策定のポイント

本年5月に示された、国の基本的な指針に即して策定。

なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」とおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。

#### 5 計画推進のための基本的な事項

##### (1) 目指す方向

地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進します。

##### (2) 計画推進のための基本的な考え方

###### ① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。

###### ② 生活支援体制・地域移行支援の充実

施設入所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や、在宅で生活する障がいのある人が高齢等になった後も、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの充実、地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

###### ③ サービス提供基盤の整備

圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めるとともに、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

#### ④ 保健福祉・医療施策の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健サービスや医療等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療を推進します。

また、精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

#### ⑤ 人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行い、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### ⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、児童が18歳以降、環境を円滑に移行するための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもたちや難聴児への支援の充実など、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

#### ⑦ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援や、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

#### ⑧ 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進め、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

#### ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

⑩ 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進するとともに、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時にもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

7 策定スケジュール

- 6月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 8月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 9月 ・計画（基本的な考え方）～議会報告  
・タウンミーティング
- 10月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 11月 ・計画（素案）～議会報告
- 12月 ・計画（素案）に対するパブリックコメント
- 1月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 2月 ・計画（案）～議会報告
- 3月 ・計画策定

# 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画 (仮称) 基本的な考え方 原案

## 1 計画策定の目的等

### (1) 計画策定の趣旨及び目的

- ① 道では、平成25年3月に、計画期間を令和5年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、また、令和3年3月に、計画期間を令和6年3月までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできました。

今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(仮称)」(以下「この計画」という。)を策定します。

- ② 障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、令和4年12月に障害者総合支援法、同年6月に児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

- ③ 道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。

なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

### (2) 計画期間及び内容

国の障害者基本計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すことを基本としつつ都道府県が地域の実情等を考慮して柔軟な期間設定を行うことが可能とされており、今回統合して策定するこの計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第6期障がい福祉計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス量の見込み等について定めるものとします。

なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。

市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。

### (3) 対象とする障がい者の範囲

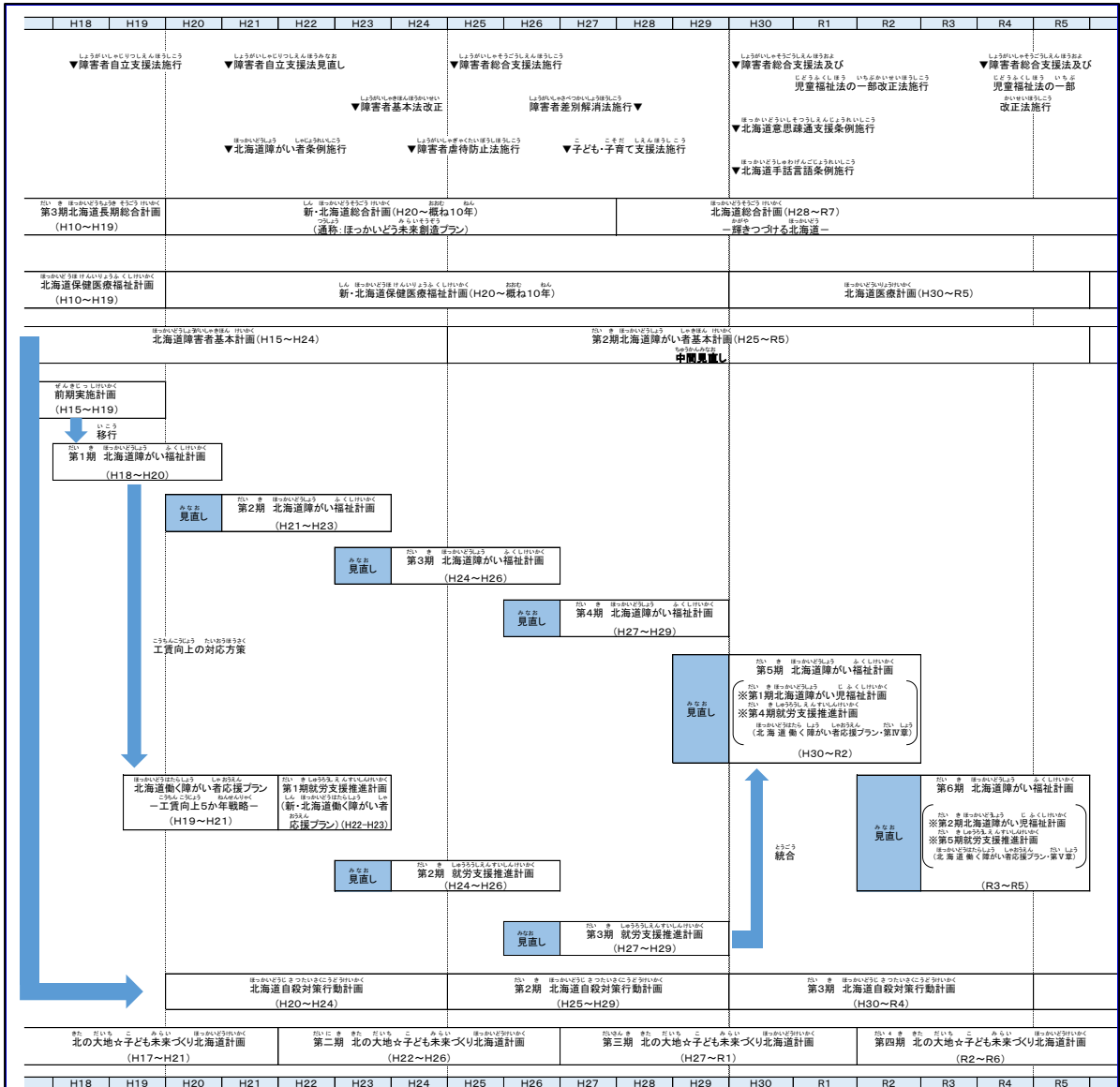
- ① 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。
- ② また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。
- ③ こうしたことから、この計画では、障害者基本法第2条の規定に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。

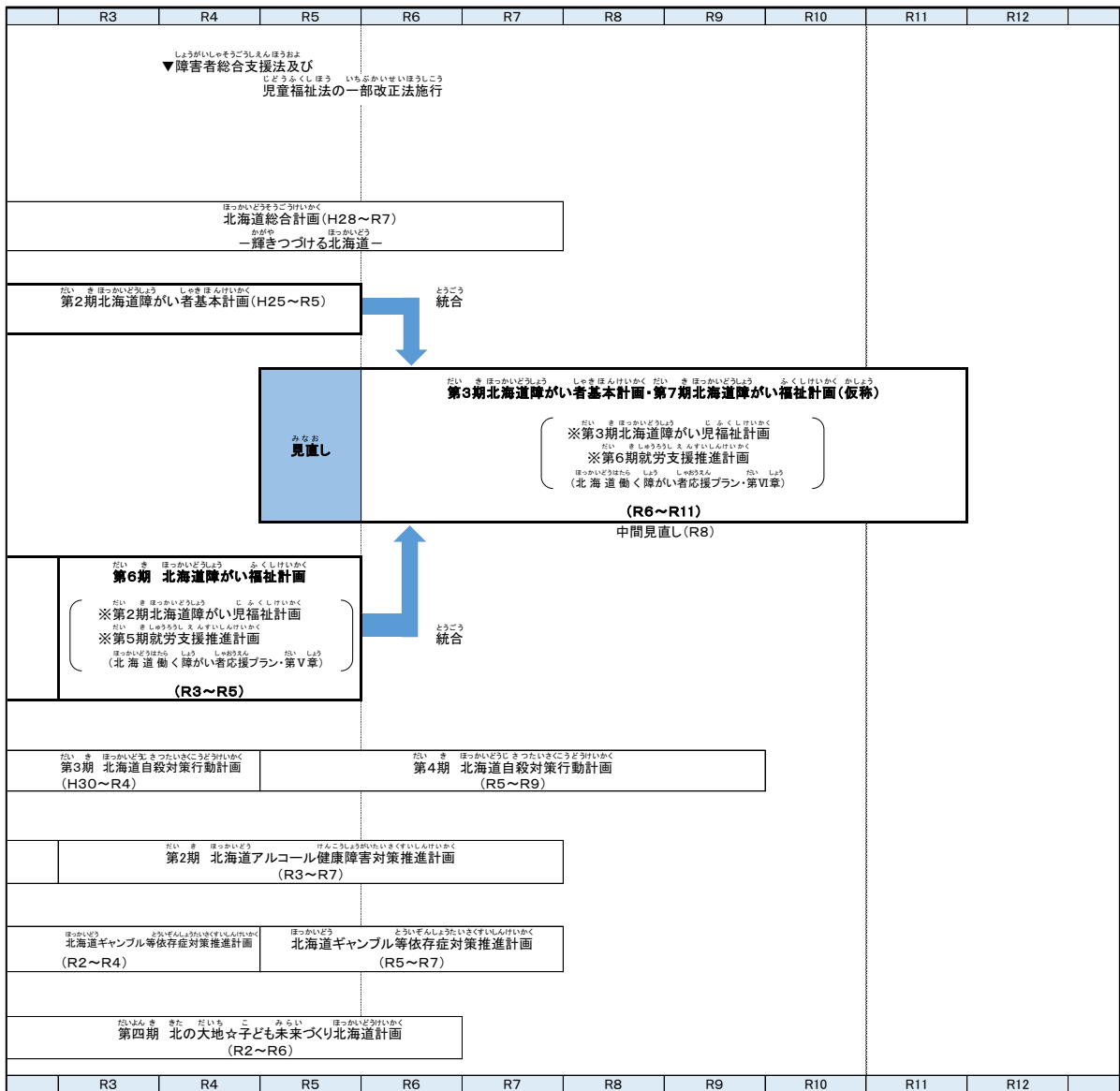
### (4) 障がい保健福祉圏域

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。

図1 けいかく いちづ 【計画の位置付け】





## 2 計画の位置付け

この計画は、**長期的展望**にたった**北海道づくり**の**基本的方向**を定める「**北海道総合計画—輝きつつける北海道—**」(平成28年度～令和7年度)の「**生活・安心**(いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす)」の障がい施策分野における個別計画で、**障害者基本法第11条第2項**に基づく**都道府県障害者計画**として道が策定するものです。

なお、**社会福祉法**その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと**調和を保ちながら**策定します。

## 3 計画の策定体制等

### (1) 計画の策定体制

#### ① 審議会等における協議

計画の策定に係る**総括的な協議**は、**障害者基本法**に基づき設置する「**北海道障がい者施策推進審議会**」において協議します。

なお、**道内の相談支援**や**就労支援**などの**各個別検討事項**については、「**北海道自立支援協議会**」や「**北海道障がい者就労支援推進委員会**」などにおいて個別に協議します。

#### ② 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

4 計画策定のポイント

計画は、国が策定作業を進めている「第5次障害者基本計画」や本年5月に国から示された基本指針に則して策定することとし、成果目標については、「第2期北海道障がい者基本計画」の内容や「第6期北海道障がい福祉計画」の実績等を踏まえた上で設定します。

なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」のとおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。

(参考：国指針に定める成果目標)

区 分	令和8年度目標に対する国指針の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
	令和8年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院ごいちねんいじょう ちょうきにゆういんかんじやうすう もくひょうち せつてい きほん 後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。
	令和8年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後一年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。
地域生活支援の充実	令和8年度までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 また、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。</p> <p>就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。</p> <p>就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を取組を進めることを基本とする。</p> <p>障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため（就労選択支援）、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における一時的な利用も支援の必要性に応じて適切に利用できる取組を進めるため、地域の状況、関係機関等と共有及び連携した取組の推進が望ましい。</p> <p>離職者や特別支援学校等の卒業生に対して、関係機関等と連携し、標準利用期間を超える場合も状況を勘案して適切に取り組む。併せて重度障がい者について、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整える。</p> <p>障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。</p> <p>なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、令和8年度末までに、各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
-----------------------	--

	<p>都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。</p> <p>その際、令和8年度末までに、都道府県（必要に応じて指定都市）において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各都道府県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県（指定都市）において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</p>
<p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。基幹相談支援センターを設置するまでの間も、各市町村において地域の相談支援体制に努め、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>障がい福祉サービス等の質の向上</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。</p> <p>都道府県は市町村と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等を地域のニーズを踏まえて計画的に養成する。また、意思決定支援の適切な普及啓発や研修に取り組み、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築することを基本とする。</p>

## 5 計画推進のための基本的事項

### (1) 目指す方向

道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を図り、「北海道障がい者条例」や「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づく

すす  
りを進めてきたところです。

この計画においては、これらのほか、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指します。

## (2) 計画推進の基本的な考え方

### I 北海道障がい者条例の施策の推進

#### ① 北海道障がい者条例の施策の推進

##### 【施策の考え方】

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。

##### 【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 基本指針に基づく施策の促進
3. 就労支援の充実

### II 地域生活支援体制の充実

#### ② 相談支援体制・地域移行支援の充実

##### 【施策の考え方】

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるような社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実に努め、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

##### 【主要な施策】

1. 生活支援体制の充実
2. 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
3. 意思決定支援の推進
4. 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
5. 生活安定施策の推進
6. 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

### ③ サービス提供基盤の整備

#### 【施策の考え方】

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

#### 【主要な施策】

1. 住まいの基盤整備の充実
2. 日中活動サービスの充実
3. 地域生活を支えるサービス基盤の充実
4. 共生型地域福祉拠点の取組の推進
5. 地域間格差の縮小
6. 施設による支援

### ④ 保健福祉・医療施策の充実

#### 【施策の考え方】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けられるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

#### 【主要な施策】

1. 適切な保健・医療の提供
2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実
4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ⑤ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

#### 【施策の考え方】

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともにサービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じた相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### 【主要な施策】

1. 人材の確保・定着・養成
2. サービスの質の向上

### Ⅲ 自立と社会参加の促進

#### ⑥ 障がい児支援の充実

##### 【施策の考え方】

発達<sup>はったつ</sup>の遅れ<sup>おくれ</sup>や障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>に対する相談支援<sup>そうだんしえん</sup>、通所支援<sup>つうしょしえん</sup>、入所支援<sup>にゅうしょしえんとう</sup>等のサービス提供<sup>ていきょうたいせい</sup>体制<sup>せいび</sup>の整備<sup>せいび</sup>や重層的<sup>じゅうそうてき</sup>な地域支援体制<sup>ちいきしえんたいせい</sup>の構築<sup>こうちく</sup>、地域社会<sup>ちいきしゃかい</sup>への参加<sup>さんか</sup>・包容<sup>ほうよう</sup>を推進<sup>すいしん</sup>し、子どもと家族<sup>かぞく</sup>へより一層<sup>いっそう</sup>の支援体制<sup>しえんたいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図るとともに、障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>の発達<sup>はったつ</sup>を支援<sup>しえん</sup>するため、早期発見<sup>そうきはっけん</sup>から早期療育<sup>そうきりょういく</sup>、さらには学齢期<sup>がくれいき</sup>への円滑<sup>えんかつ</sup>な移行<sup>いこう</sup>や学校教育<sup>がっこうきょういく</sup>におけるインクルーシブ教育システム<sup>きょういく</sup>の推進<sup>すいしん</sup>などに加え、児童<sup>こども</sup>が18歳以降<sup>じゅうじゅうはちじうさいご</sup>、環境<sup>かんきやう</sup>を円滑<sup>えんかつ</sup>に移行<sup>いこう</sup>できるための体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>を図ります。

また、医療的ケア<sup>いりようてき</sup>を必要とする子ども<sup>こ</sup>や難聴児<sup>なんちやうじ</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>など、心身<sup>しんしん</sup>の発達<sup>はったつ</sup>の段階<sup>だんかいはん</sup>や年齢<sup>ねんれい</sup>に応じた支援<sup>おうえん</sup>を地域<sup>ちいき</sup>で一貫<sup>いつかん</sup>して取り組むことができるよう、体制<sup>たいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図るとともに、できるだけ身近な地域<sup>みぢか</sup>において、専門的<sup>せんもんてき</sup>な療育<sup>りょういく</sup>や教育<sup>きょういく</sup>を受けられる体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>を促進<sup>そくしん</sup>します。

##### 【主要な施策】

1. 障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こ</sup>に対する支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>
2. 学校教育<sup>がっこうきょういく</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>
3. 医療的ケア<sup>いりようてき</sup>を必要とする子ども<sup>こ</sup>や難聴児<sup>なんちやうじ</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>

#### ⑦ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

##### 【施策の考え方】

発達障がい<sup>はったつしょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>やその家族<sup>かぞく</sup>への支援<sup>しえん</sup>が推進<sup>すいしん</sup>されるよう、また、重症心身障がい<sup>じゅうしやうしんしんしょうがい</sup>や在宅<sup>ざいたく</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>のある人等<sup>ひととう</sup>が身近な地域<sup>みぢか</sup>において必要な支援<sup>ちいき</sup>が提供<sup>ていきやう</sup>されるよう、関係機関<sup>かんけいきかん</sup>が連携<sup>れんけい</sup>を図り、地域<sup>ちいき</sup>の支援体制<sup>しえんたいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図ります。

##### 【主要な施策】

1. 発達障がい<sup>はったつしょうがい</sup>のある人等<sup>ひととう</sup>に対する支援<sup>たい</sup>の充実<sup>しえん</sup>
2. 在宅<sup>ざいたく</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>への支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>

#### ⑧ 就労支援施策の充実・強化

##### 【施策の考え方】

障がい<sup>しょうがい</sup>があっても、地域<sup>ちいき</sup>において、いきいきと働くことができるよう、社会全体<sup>はたら</sup>で応援<sup>しやかいぜんたい</sup>する機運<sup>きうん</sup>の醸成<sup>じやうせい</sup>を図りながら、企業等<sup>きぎやうとう</sup>と連携<sup>れんけい</sup>・協働<sup>きやうどう</sup>し、障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>の意欲<sup>いよく</sup>や特性<sup>とくせい</sup>に応じた、就労機会<sup>しゅうらうきかい</sup>の拡大<sup>かくだい</sup>と工賃<sup>こうちん</sup>（賃金）水準<sup>ちんぎん</sup>の向上<sup>こうじやう</sup>や職場定着<sup>しよくばていちゃく</sup>を促進<sup>そくしん</sup>します。

##### 【主要な施策】

1. 道民<sup>どうみん</sup>、企業<sup>きぎやう</sup>、行政等<sup>ぎやうせいとう</sup>が一体<sup>いつたい</sup>となった応援体制<sup>おうえんたいせい</sup>づくり
2. 一般就労<sup>いっぱんしゅうらう</sup>の推進<sup>すいしん</sup>
3. 多様な就労<sup>たやうしゅうらう</sup>の機会<sup>きかい</sup>の確保<sup>かくほ</sup>
4. 福祉的<sup>ふくしてきしゅうらう</sup>就労<sup>しゅうらう</sup>の底上げ<sup>そこあ</sup>

#### ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着

##### 【施策の考え方】

障がい<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>が自らの選択<sup>みずか</sup>と決定<sup>せんたく</sup>により、参加<sup>けつてい</sup>することのできる様々な活動<sup>さんか</sup>の機会<sup>さまざま</sup>を増やすとともに、障がい者<sup>しょうがい</sup>が社会参加<sup>しゃかい</sup>の主体<sup>かっとう</sup>として生きがい<sup>きかい</sup>をもって生活<sup>せいかつ</sup>できるよう、社会

のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

#### 【主要な施策】

1. 社会参加の促進
2. スポーツ・文化芸術活動の振興
3. 読書バリアフリーの推進
4. 生涯学習機会の充実

### IV バリアフリー社会の実現

#### ⑩ 権利擁護の推進

##### 【施策の考え方】

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

##### 【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 成年後見制度等の活用促進
3. 理解の促進
4. 地域福祉活動の推進

#### ⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

##### 【施策の考え方】

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

##### 【主要な施策】

1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上
2. 意思疎通支援の充実
3. 言語としての手話の理解促進等
4. 選挙等における配慮

#### ⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進

##### 【施策の考え方】

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

## 【主要な施策】

1. 住まい・まちづくりの推進
2. 移動・交通のバリアフリーの促進
3. 防災・防犯対策の推進

## 6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

なお、計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

## 7 策定スケジュール

- 6月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 8月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 9月 ・計画（基本的な考え方）～議会報告  
・タウンミーティング
- 10月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 11月 ・計画（素案）～議会報告
- 12月 ・計画（素案）に対するパブリックコメント
- 1月 ・北海道障がい者施策推進審議会
- 2月 ・計画（案）～議会報告
- 3月 ・計画策定

## 北海道発達支援推進協議会 開催要領

## 第1 目的

本道における障がいや発達の遅れがある子どもが、地域で必要な支援等を受け、乳幼児期から学齢期、成人期への育ちにつなげる支援の体制整備、及び関係機関等との密接な連携のもと総合的かつ効果的に施策の推進に関し、発達障害者支援法第19条の2第2項に規定する発達障害者支援地域協議会とし、有識者等から意見聴取、意見交換等を行うため、北海道発達支援推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## 第2 議題

協議会の議題は次の事項とする。

- (1) 発達障がい児等の支援に係る実態把握に関すること。
- (2) 発達障がい児等の支援に向けた対策の推進に関すること。
- (3) その他発達障がい児等の支援に関し、必要な事項。

## 第3 構成

- (1) 協議会は、次の構成員をもって構成する。
  - ア 障がいのある児（者）の保護者
  - イ 学識経験者
  - ウ 障がい児及び発達障がい児（者）関係団体の職員
  - エ 医療・保健・福祉・教育等に関する関係業務を行う者
- (2) 構成員は、保健福祉部長が選定する。

## 第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。
- (2) 協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 保健福祉部長が必要と認めたときには、部会を開催し、必要事項を協議することができる。

## 第5 その他

- (1) 協議会の事務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。
- (3) 運営にあたっては、教育庁が設置する「広域特別支援連携協議会」と密接に連携を図ることとする。
- (4) 児童福祉法第33条の22に規定する北海道障がい児福祉計画の策定に関して専門的な意見を聴取する機会とする。